社会福祉法人 福岡あけぼの会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人福岡あけぼの会(以下、「当法人」という)定款 第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)、評議員及び評議 員選定委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第2条 当法人は、役員の職務執行の対価として、各年度の理事の報酬総額が200 万円以内、監事の報酬総額が80万円以内で報酬を支給することができる。
 - 2 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
 - (1) 役員については、報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。
 - (2) 評議員については、法人業務を行う場合に報酬等日額5,000円を支給する。
 - (3) 評議員選定委員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に旅費規程に基づき、費用を弁償する。

(役員の報酬の算定方法)

- 第3条 役員に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 報酬については、別表1、及び別表2に定める額
 - (2) 通勤手当については、<職員給与規程第17条>の規定に準ずる額
 - 2 役員が職務のため出張したときは、別に定める<旅費規程>に基づき、旅費を支給する。

(職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない ものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて 定める時期とする。
 - (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、<職員給与規程第3条>に準じた日とする。
 - 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義 の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める 報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

改正

平成30年 4月 1日改正 令和 元年 6月 26日改正 令和 2年 4月 1日改正 令和 5年 1月 5日改正 令和 6年 6月 25日改正

別表1

常勤役員等の報酬

理事長月額50,000円副理事長月額50,000円常務理事月額50,000円

別表2

非常勤役員等の報酬

日額 10,000円